



Title	沖縄関係 沖縄の航空権益第四巻(擬問擬答 外務省外交史料館レファレンス番号 : H223186)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.7 公開日 : 平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : H22-020
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43488
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

疑
問
擬
答

由 日華航空取極に於ては、他の航空協定の場
合と異なり、沖繩を経由する路線の運営権が沖
繩復帰までに限つて相手国が、航空会社に認
めらるる旨の了解がなしか、台湾に對しては、復帰後
もかかる権利を認めざるもりか。

答 如か国がこれまでに各国と締結した航空協定に
より、相手国の航空会社が沖繩を経由する路
線の運営権を認めらるる場合において、沖繩
が米国の施政権下にある地であることは、當然

の前提である。従つて沖繩に係る相手国航空
会社の権利が施政権返還までの暫定的なもので
あることは明らかである。日米航空協定附表
の註記や日英航空協定の附屬交換公文は、この
ような権利の暫定性を念ひたり確認したも
のである。中華民國との關係においても、昭和
四十三年に中華航空が沖繩への寄港を開始

するにあたり、口上書^送をもつて同様の確認を
 念のため行なつて置く。このように確認の形式
 は異なつても、沖縄を經由する路線について各
 国の航空会社に認められた権利の暫定性
 において何ら異なるところなく、従つて中華民国
 側に復帰後の沖縄を經由する路線の單管権
 を認めるか否かは、将来の交渉の問題である。

外 務 省

(送) 在京中国大使館あへ口上書(昭和四十三年十二月
 日付け)

外 務 省